1 プラスチック製容器包装とは

日常生活の中で出されるごみには、商品を中に入れたガラス瓶、ペットボトル、包装紙、容器などがたくさん含まれています。これらのものはごみとして処理するのではなく、資源として再利用することがごみの減量に役立ちます。

市は、これまで使用してきた「燃やせないごみ」を処理する破砕処理施設が老朽化してきたため、平成21年から新しい処理施設の建設を進めてきました。今年、この施設が完成し、これまで「燃やせないごみ」としてきた「プラスチック製容器包装」の選別ができるようになったため、10月から分別収集を行うことにしました。

プラスチック製容器包装

商品を入れていたり包んでいた「もの」で、商品が消費されたり、分離されることで不要となるプラスチック製の容器や包装物のことです。

「プラスチック製容器包装」の識別マーク

※マークの付いていないものもあります。

「プラスチック製容器包装」は、商品を入れるプラスチックでできている容器や包装のことで、そのほとんどに右の識別マークが付いています。

法律では、消費者、市、事業者それぞれの立場での役割が示され、「プラスチック製容器包装」をできるだけリサイクルすることになっています。

○消費者(市民の皆さん)：分別ルールに従って出す

○市：収集を行いリサイクル事業者に引き渡す

○事業者：再商品化を行う

市民の皆さんや市、事業者が協力しあって分別から再商品化までのそれぞれの役割を果たし、ごみを減らしてリサイクルを進める必要があります。

10月からは、「燃やせないごみ」のうち「プラスチック製容器包装」を分別して専用の袋に入れてごみステーションに出します。上の識別マークを見て分けましょう。

燃やせないごみ

10月からは

燃やせないごみ

プラスチック製容器包装ではありません

プラスチック製容器包装

商品を取り出したとき不要になる容器